

横浜市保健活動推進員の改選について

1 趣旨

現在委嘱している保健活動推進員の任期が、令和 5 年 3 月 31 日をもって満了になります。そこで、次期の保健活動推進員を委嘱するため、各自治会町内会に保健活動推進員の推薦をお願いします。

2 任期

2 年間（令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日）

※ ただし、再任を妨げません。

3 保健活動推進員の職務

「地域における健康づくり活動」を福祉保健センターと協力しながら実施していただきます。詳しくは裏面の「横浜市保健活動推進員の活動」を御覧ください。

4 推薦要件

横浜市民で、次の要件を満たす方を推薦してください。

- (1) 健康づくりに関心があり、地域で健康づくり活動を実施する意欲がある方。
- (2) 任期の 2 年間を通して活動ができる方。
- (3) 地域の各種団体・機関や住民と連携し、自主的に活動ができる方。
- (4) 福祉保健センターが実施する健康づくり関係事業に、積極的に参画できる方。
- (5) 委嘱日（令和 5 年 4 月 1 日現在）に、原則 78 歳未満の方。

5 推薦依頼人数

各自治会町内会あたり 1 名以上とします。

なお、現在複数人で活動していただいている自治会町内会におかれましては、引き続き、多くの活動意欲のある方をご推薦していただきますようご協力のほどよろしくお願いいたします。

6 スケジュール

11 月 11 日（金）	市町内会連合会定例会で依頼（健康福祉局）
11 月中～下旬	各区連合町内会定例会で依頼（区）
11 月下旬～12 月中旬	各自治会町内会に推薦依頼（区）
2 月 24 日（金）	推薦名簿の提出締切（各区自治会町内会→区）
4 月	4 月 1 日付けで委嘱

7 委嘱式

令和 5 年度の委嘱式については、新型コロナウイルス感染症の状況等を考慮し、開催の有無及び開催方法の詳細については別途お知らせさせていただきます。

8 添付資料

横浜市保健活動推進員の活動

担当：青葉区福祉保健センター

福祉保健課運営企画係 鈴木、菅野

TEL：9 7 8－2 4 3 3

横浜市保健活動推進員の活動

【令和4年11月】

1 保健活動推進員とは

保健活動推進員は、自治会町内会の推薦により市長が委嘱をします。地区単位や区単位で活動する地域の健康づくりの推進役で、行政の健康づくり施策のパートナーです。

2 保健活動推進員の活動内容

健康づくりを自ら実践するとともに、それを周囲の人に広め、地域全体で健康づくりに取り組んでいく活動を行っています。

【まずは】ご自身の健康づくりと周囲の方への働きかけをお願いしています

自分の健康づくり

①健康づくりについて基礎知識を身につける

②自分の健康状態を知る

例：研修の受講、健診・検診の受診等

③自ら正しい生活習慣を実践する

例：運動の習慣化等

周囲への働きかけ

④家族・知人に健康づくりを働きかける

例：研修内容を伝える、健診・検診への参加を呼び掛ける

地域での健康講座（学習会、講演会、体操教室）の案内等

【次に】地域のための活動をお願いしています

地域住民の健康づくり支援

⑤福祉保健センターと連携し、健康づくりに取り組みやすい環境づくりを行う

例：区福祉保健センターの健康づくり事業への協力

地域の健康課題やニーズを福祉保健センターへ発信

住民への健康情報の提供、啓発活動（タバコの害、健診・検診など）

【さらに・・・】ベテラン・リーダー的な推進員になったら

地域ぐるみで健康づくりを推進する風土づくり

⑥健康づくりを定着させる仕組みをつくる

例：持続的、自律的な活動とするための組織運営、組織づくり、担い手の育成

地域の課題解決に向けた活動、様々なグループと連携した活動の展開

3 横浜市保健活動推進員会の令和4年度の活動テーマ

重点取組テーマとして掲げた「重症化予防のための特定健診・がん検診の普及啓発」に加え、「ウォーキングポイント事業への協力と推進」「禁煙・分煙・受動喫煙防止の推進」「ロコモ対策の推進」「認知症について（理解と予防）」「歯科口腔保健の推進」「感染症予防に関する普及啓発」に取り組んでいます。

4 研修・表彰式

健康に関する知識や情報を得ていただくため、区や市で研修を実施します。永年にわたって活動していただいた方への勤続表彰等の制度があります。